

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した
社会保障施策に要する経費について(平成30年度当初予算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

平成30年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 5,000 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 430,387 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	71,001	34,514	17,576	5	18,906	293
	老人福祉事業	12,375	0	1,166	200	11,009	171
	児童福祉事業	113,987	15,067	7,931	5,101	85,888	1,330
	その他の社会福祉事業	35,541	11	6,130	479	28,921	448
	小計	232,904	49,592	32,803	5,785	144,724	2,242
社会保険	国民健康保険事業	21,189	1,432	4,606	0	15,151	234
	介護保険事業	65,273	270	135	0	64,868	1,005
	後期高齢者医療事業	62,525	0	11,419	0	51,106	792
	小計	148,987	1,702	16,160	0	131,125	2,031
保健衛生	救急患者輸送事業	12,128	0	0	0	12,128	188
	診療所事業	15,668	0	0	0	15,668	243
	母子保健事業	3,373	3	3	0	3,367	52
	健康増進事業	6,694	0	502	1,045	5,147	80
	疾病予防対策事業	6,232	0	0	0	6,232	96
	その他の保健衛生事業	4,401	0	0	0	4,401	68
	小計	48,496	3	505	1,045	46,943	727
合計	430,387	51,297	49,468	6,830	322,792	5,000	

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。